本論の課題 次

目

逮捕または勾留中の被疑者の取り調べは

許されない

沢 登 佳

四 五 被疑者の取り調べへの弁護人立ち会い権の規定がないのは、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べることはできな 刑訴法三九条三項本文は、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べることはできない、という前提に立っている 刑訴法一九八条一項但書は、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べることはできない、という前提に立っている

い、という前提によるのである

被疑者の逮捕および勾留は、被疑者を取り調べるための手段ではない

六 七 は比較にならぬほど人権保障と誤判防止とを無視したやり方である フランス捜査法の実態――わが捜査法の解釈・運用の現状は、通説的理解の如く大陸捜査法と似ているどころか、それと または勾留されていない被疑者の任意取り調べには弁護人の立ち会い権を認むべきである

本論の課題

留を行なうことが、あたりまえになっている。そして世論もそれを単に支持するのみか、最近の政府高官財界人汚 対し取り調べ特に自白奪取のための逮捕および勾留の使用を、要求しけしかけさえしている。 せろ。 逮捕をためらっているのは、さてはウヤムヤにしようとする魂胆だな。」 などと言い立てて、検察・警察に 職容疑事件の際見られたように、容疑事実の解明が難行しているのを見ると、「早く逮捕して取り調べろ。 の目的として、(被疑者の逃亡のおそれや証拠隠滅のおそれなど) 法の定める必要事由もないのに、 裁判官の自由な心証形成の結果如何では、それに基づいて極めて高度の有罪心証を形成させることが可能である。 したりすると、それを記載した供述録取書のその部分は、 無条件で公判に証拠として提出されえ (三三三条一項)、 たりすることもできない(一九八条一項但書)。 そしてそのような取り調べの結果一旦 自白したり不利益事実を承認 被疑者は逮捕または勾留されていない被疑者と異って取り調べのための出頭を拒否したり出頭後随時随意に退去し そして、このような解釈に便乗して実際の法運用では、被疑者を取り調べそして殊に自白を奪い取ることを本当 現行刑訴法の通説的解釈では、逮捕または勾留中の被疑者を取り調べることは禁止されていないし、そのような 逮捕および勾 自白さ

と許されないのであり、したがって彼に出頭拒否権や退去権を認める必要はそもそも存在せず(一九八条一項の除 るとは、現行刑訴法典の文理を正しく辿ってゆくと、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べることはもとも してみると、到底維持できないこと、正しい文理解釈の結論は右と全く逆であること、を論証するに在る。逆であ 本論の目的は第一に、右のような法の解釈および運用の現実は、刑事訴訟法典の文言を精密且つ正確に文理解釈

外はその意味)、 えず)、 したがって彼を取り調べて奪った自白が証拠となって有罪を認定されるということは起こりえない、 とい 彼の供述録取書が作成され証拠とされることはそもそもありえず(三二二条一項の適用は起こり

うことである。

論証し、 度に倣ったものだ。」という通説的な理解が全くの誤りであることを、 厚い権利保障の下に行なわれるのである。 明力を認められて有罪心証形成の決め手となる、というが如き事は起りえず、他方予審調書の記載は別手続により 認められないから、わが法の解釈・運用の如く、それが直接犯罪を証明する証拠となり自由心証により無制限 む一般の書面(le procès verbal)の証明力は低く抑えられて情報ないし参考(l'enseignement)としての価値しか 記載されて公判に提出されるのであり、且つ証拠法上自由心証主義の例外として、警察・検察の取り調べ調書を含 史的、且つ実践技術的な根拠によって基礎づけることである。その要点を予め述べておくと、 その虚偽性が証明されぬ限り真実と見なされるのであるが、そこでの取り調べは先述の如く被告人に対する極めて い予審において、 て提出されることはなく、証人も被疑者も、弁護士の立ち会い権・質問権まで保障されている権利保護の極めて厚 行犯取り調べは確かにわが法の解釈・運用と大差ないが、非現行犯については任意取り調べしか認められず、また 無視した言語道断の悪解釈・悪運用であることを明らかにし、そこから還って先程の私の文理解釈を、 本論の目的は第二に、「初めに述べたような今日通用の法の解釈・運用は、 非現行犯を問わず重罪および多くの軽罪については警察・検察の取り調べ調書がそのまま公判に証拠とし わが法の解釈・運用が、英米法にも大陸法にも類を見ぬ、人権保障と強制自白による誤判の防止とを全く 予審判事の取り調べを受けおよび対質(la confrontation)せしめられ、 これに比べるとわが法の解釈・運用は、 現行フランス刑訴法の捜査制度にてらして 現代の大陸法系刑事訴訟法の捜査制 (非現行犯捜査が別立てになっ その結果が予審調書に フランス刑訴法の現 理念的、 の

どうして、大陸法に倣ったものであろうか。予審制度と証明力制限とを欠くわが刑訴法全体の体系構造の下では、 を見ぬ前代未聞の人権侵害装置・誤判製造機となることである。 従うときわが捜査法を待ち受けている運命は、今日の現実が正にそれであるように、英米法にも大陸法にもその類 英米捜査法の如く、自由拘束状態での取り調べは絶対に許されぬ、とするのが、刑事人権保障と誤判防止とのため 制限がないので)それが直接犯罪を証明する証拠として有罪心証形成の決め手とされることが通常である。これが ていないので)現行犯のみか非現行犯に対しても自由を拘束して強制的に取り調べることを認め、それによって奪 の絶対的要請であり、先述の如き私の解釈のみがこの要請に応えうるのである。これに反して通説・実務の解釈に ・取った自白を(予審制度がないので)そのまま無条件に公判廷に証拠として提出することができ、且つ(証明力

被疑者の逮捕および勾留は、 被疑者を取り調べるための手段ではない

被疑者の逮捕および勾留は、被疑者を取り調べるための手段ではない。このことは、次の理由によって明らかで

は「被疑者の逃亡および証拠隠滅を防ぐこと」等であって(逆に言えば逮捕は被疑者の逃亡および証拠隠滅を防ぐ 逮捕者が逃亡する虞および罪証を隠滅する虞などの存在することである(刑訴法一九九条二項但書、 「何のため」が逮捕の目的(逆に言えば逮捕がそのための手段である所のもの)にほかならないから、 逮捕の理由は被逮捕者の犯罪の嫌疑であり(刑訴法一九九条一項本文)、逮捕の必要性を認めるための要件は被 理由と必要性とがそろわなければ 逮捕は 認められないし、「何のために必要であるか」 と言う場合のその 刑訴規則一四三条 逮捕の目的

等のための手段であって)、「被疑者の取り調べを可能にすること、 と」ではありえない。 ないし取り調べの効果 または 能率を高めるこ

留の必要性を認めるための要件も 被勾留者の住所不定、 勾留の理由も被勾留者の犯罪の嫌疑であり(刑訴法二○七条一項本文によって準用される同法六○条一項本文)、勾 罪証隠滅のおそれおよび逃亡のおそれである(同じく準用

された刑訴法六○条一項各号)。それゆえ、⊖と同じ理由で被疑者の取り調べはその勾留の目的ではない。◎ 件に関する陳述を聴くことを要することが規定されている以外には、被勾留者から捜査機関が話を聴くことの規定 忍受する義務を課するためには (その意味で被疑者の自由を奪うためには)、 憲法三一条の要請に基づき「法律の 典に明定されなければならない。明定されていない以上、逮捕の本来の目的を取り調べに見出すことはできない。 定める手続によらなければ」ならないから、逮捕の本来の目的が取り調べに在るとすればそのことは必らず刑訴法 と在るのみで(刑訴法二〇三条一項、二〇四条一項、二〇五条一項)、「取り調べる」とか「取り調べることができる」と かは、どこにも書かれていない。捜査機関に取り調べの権限を与えるためには、言い換えれば被疑者に取り調べを 被疑者逮捕の規定を見るに、被逮捕者から話を聴くことについてはただ逮捕直後に「弁解の機会を与え」る 刑訴法二〇七条一項本文によって準用される刑訴法六一条本文に、勾留に先立ち勾留せんとする者の被告事

刑訴法一九八条一項但書は、逮捕または勾留されている被疑者を取り 調べることはできない という前提に立っている

はない。それゆえ闫と同じ理由により、勾留の本来の目的を取り調べに見出すことはできない。

捕または勾留中の被疑者を取り調べてはならないということ(B)を意味しない。通説は、Aを肯定し、Bを否定 きではあるが、逮捕または勾留したからといって取調が禁止されるわけのものではなく、取調というかたちで拘束 する。 たとえば高田卓爾は言う、「被疑者の逮捕も勾留もその取調を目的として認められるものではないと解すべ 被疑者の逮捕および勾留の本来の目的が被疑者の取り調べには存しないということ(A)は、そのまま直ちに逮

していることは承認されていると考えるべきである(平場ら『注解刑事訴訟法中巻(昭四九)』四八頁(高田))」。

許されない、と言うのである。また平野は通説に反対して「この規定は、出頭拒否・退去を認めることが、逮捕ま を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」 ところが、 逮捕または勾留されている被疑者は、取り調 全集43)(昭四七)」一〇六頁)」 と言うが、 文理上無理な解釈であるし、いずれにせよ逮捕または勾留されている被 べのための出頭要求を拒みえないし、また出頭後は取り調べを最後まで忍受しなければならず随意退去することを 項に基づいて「被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる」けれども、これに対し被疑者の側は、「出頭 意味に解するのが通説である(同上)」。つまり、逮捕または勾留されていない被疑者に対し捜査機関は、一九八条一 きる。」と在るのは、「逮捕または勾留されている場合は、出頭を拒否したり自由に退去することはできない、との こに「被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することがで たは勾留の効力自体を否定するものではない趣旨を、注意的に明らかにしたにとどまる。(平野『刑事訴訟法(法律学 逮捕勾留中の取り調べが許容される条文的根拠を、通説はまず刑訴法一九八条一項但書に求める。すなわち、そ

しかし、一九八条一項但書をこのように解釈することは、次の理由から誤りである。

疑者の取り調べを認めていることに変わりはない。

一九八条一項但書は文理上、通説の解釈とは全く逆に、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べること

次のように答えることができる。

ては初めから問題にならない。だから逮捕又は勾留されている場合を除外したのである。 調べを行なうことはもともとできないのだから、出頭要求を拒みうるとか出頭後退去しうるとかのことは彼にとっ されている被疑者はもともと取り調べの対象にはならないのだから、言いかえれば彼に対して出頭を要求して取り は許されない、ということを前提として書かれたものである、と解釈することができる。つまり、 逮捕または勾留

だから、 理上二通りの解釈の仕方がある。しかるに、多くの学説、判例、実務がその中の一つの解釈を現に採用しているの 「このように解してもなるほど筋は通るが、通説のように解しても筋は通る。つまり、一九八条一項但書には文 単に別の解釈も文理上可能だと言うだけでは、 前説を否定するには不十分だ。」 こういう反論に対しては

の出頭要求がなされることであるから、そのような状況が存在しないということは、そのような要求がなされえな とする状況が存在しないのだ、と解さなければならない。そのような権利を必要とする状況は当然取り調べのため 勾留されている被告人に出頭拒否権および随時退去権を否定する趣旨ではなくて、そもそもそのような権利を必要 状況が存しないのである。そこで、これとパラレルに一九八条一項但書の除外条項を解釈するならば、逮捕または 場合が除外されているかと言うと、この場合には「すでに弁護人選任権の告知がなされているからである。(平場ら きは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。」 なぜ逮捕または 勾引に引き続き勾留する ある。 そこにはこう書かれている。「逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、 人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないと **『注解刑事訴訟法上巻』二三四頁(高田))』 決して告知義務を否定する趣旨ではなく、** 刑訴法典の文理解釈としては私見の方が正しいということの、実定法上の根拠は、刑訴法七七条一項本文で そもそも告知義務を必要とする

通説はこの見地から不合格となる。被疑者に出頭義務および取り調べ忍受義務を課することは、憲法三一条に言う うことも、適正手続条項自体の要請(厳格解釈の要請)であるから。一九八条一項但書の文理上可能な二解釈中、 律によって定められた手続を意味し、「主観的、二義的または不明確に」 法定された手続であってはならぬ、とい を許す方向の解釈は切り捨てられなければならない。「法律の定める手続」とは「客観的、一義的かつ明確に」法 「自由を奪」うことに当たるからである。これに対し、私見はそのような義務を課しえない、つまりそのような自 文理上二通りの解釈が可能な場合には、憲法三一条の適正手統の要請により、被疑者の自由を制限することが正式に対する。

由剝奪は違法だ、というのだから、適正手続条項の厳格解釈の要請に矛盾しない。

少なくすることに、十二分の注意を払っている。そうであるのに、逮捕または勾留されてすでに自由を制限され且 は、但し書きの中で、しかも正面からはっきり規定するのでなく、除外条項という形で反対に解釈すればそうも読 うち||および||如は、一九八条と論理的に関連させた場合、そのまま、逮捕および勾留中の被疑者を取り調べること べによって心理的強制を受ける程度の少ない被疑者にさえ、出頭を拒み随時退去する権利を認めて、心理的強制を めるというに過ぎぬ形で、規定してよいはずはない。また一九八条は、逮捕または勾留されておらず従って取り調 るのに、逮捕または勾留されてすでに自由を制限されている人に、重ねてそれ以上の自由の制限を課することの方 れを取調べるのでさえ、法律の中に独立の一箇条を起こして明定しなければならぬことを、示している。そうであ は許されない、ということの根拠として役立つ。一九八条は、逮捕または勾留されていない被疑者に出頭を求めこ 逮捕および勾留の本来の目的は被疑者の取り調べではありえぬ、ということの根拠として前に示したものの

況を十分に知ってそれを乗り超えるための最善の途を考え求めること)としての人格の健全性の大幅な減弱に追い込まれて 状態および情報欠乏状態に陥って、 自由・共同現存在性(他人と共に生きること)および自己意識(自己の置かれた状 いる所の被疑者に対しては、さらに追い討ちをかけて取り調べのために出頭し且つ最後まで取り調べに応じるべき つ孤独感に打ちひしがれ、加えて刑訴法二○七条によって準用される八一条の接見交通制限により一層の孤立無援

ことを強制するのでは、話が全く逆である。

予めその旨を告げて取り調べのための出頭を拒みまたは出頭後その旨を告げて随時退去できるはずである。一九八 拒否しまたは出頭後随時退去することを許されぬ、と解釈することはできない。すなわち通説は黙秘権と両立せぬ らず妥当するから、一九八条一項但書の除外条項をこの理に反し、逮捕または勾留されている被疑者は出頭要求を 条一項但書は当然その理を定めたものである。この理は、被疑者が逮捕または勾留されているといないとにかかわ 被疑者は黙秘権を持っている。それゆえ、たとえ取調べが許されるとしても、質問に答える意思がなければ

けることは可能なのだから、黙秘権と両立しないことはない。」と強弁する人には、次のように反論しよう。 が故に、誤りである。それゆえ除外条項の唯一可能な解釈は私見のみである。 てて言わざるを得ない状態に追い込むまで、しつように取り調べ続けることが、何故に黙秘権侵害に当たらぬので 調子を合わせてこのくらいはかまわぬだろうと一言二言言ったのにつけ込んでああでもないこうでもないと責め立 えることを長時間要求し続け、相手を根負けさせてすらすら答える気にさせるまで、またはつい釣られてもしくは 権を行使し「質問には一切答えませんよ」と言っている人に、「まあそう言うな、言え言え。」と言って、質問に答 「いやそうでない。 出頭し取り調べを忍受することが義務であっても、その間終始質問に答えることを拒否し続

あろうか。権利行使をしている人を、権利行使をやめさせるために拘束して権利行使をやめろやめろと責め立てる

ż 居侵入者によって 住居占有の自由が 制限されることを 忍受させることは、 立派に住居占有権者の権利の侵害であ のが、しかも国家権力機関中の最強力機関がそれをやることが、どうしてその権利を保障することと矛盾しないの であろうか。 例えば、 自分の住居に侵入した人に対し 退去しろと要求することは 住居占有権者の権利であるが、 「そんな要求は撤回して相手が君の住居内にとどまることを認めてやれ」、 と長時間警官が要求し続け、 その間住 すべての質問に対し黙秘権を行使すると宣言している人に対しては、出頭拒否および随時退去を認めることこ 黙秘権を保障する唯一の道である。 何故に、 黙秘権の行使に対して同じ挙に出ることだけは、 黙秘権の侵害に当たらないのであろうか。 それゆ

四 取り調べることはできない、という前提に立っている 刑訴法三九条三項本文は、逮捕または勾留されている被疑者を

配されている通説の論者は、ここに言り「捜査のため必要」の中に「取り調べのため必要」あるときが含まれるこ び時間を指定することができる。」 逮捕または 勾留されている被疑者を取り調べることができるという先入観に支 第一項の(被告人又は被疑者と弁護人又は弁護人になろうとする者との)接見又は授受に関し、その日時、場所及 ついて論議している。「捜査のための必要」を最も厳密に解釈する平野でさえ、「捜査のため必要がある」とは、捜 である。 逮捕または勾留された被疑者の取り調べが許されるとする通説の第二の法文上の根拠は、刑訴法三九条三項本文 曰く、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、 初めから全く疑問を持たず、それ以外に「罪証隠滅防止のため必要」あるときを含むか否かなどに

そ見るべきである。

取調を中断して接見させねばならない、と言っている(平野『刑事訴訟法(法律学全集43巻)(昭四七)」一〇五頁)。 段落してもはや弁護人と会わせても捜査に支障が起こらないようになるまで、 現に取調中である場合に限られなければならず、 しかも取調中であっても、 という趣旨ではなくて、 本項但書の事由に当たるとき

他は推して知るべしである。

借りることは、弁護人選任権を認めた本来の趣旨にほかならぬから、取り調べをすることが許されると言うのであ とに在る、と解するのが事の性質に最もかなっている。取り調べにどう対応したらよいかについて弁護人の知恵を ることの最も自然な且つ普通の狙いは、 する、と解すべき論理的必然性は全く存在しない。むしろ、外部者との接見または書類もしくは物の授受を制限す 考え合わせると、三九条三項が捜査のため必要があれば接見または授受を制限できるとしているのは、この捜査の 調べのため弁護人と相談する機会を制限することができると言うのは完全な逆立ちで、言語道断である。この点を い、ということを前提にして作られた規定であり、その意味で取り調べが許されないことの根拠規定である、とこ 中には取り調べが本来当然に含まれないことを示している、とこそ解すべきである。すなわち、通説とは逆に、三 、条三項は一九八条一項但書同様、 しかし先入観なしに読めば、「捜査のため必要があるとき」 逆に、取り調べをするためにこそ事前に十分弁護人と相談する機会を与えることが必要なのであって、 逮捕または 勾留されている 被告人および 被疑者を取り調べることは許されな 証拠隠滅その他捜査活動を妨げる手段を講じるための相談や指図を防ぐこ は当然に「取り調べのため必要があるとき」を含意

五 被疑者の取り調べへの弁護人立ち会い権の規定がないのは、 または勾留されている被疑者を取り調べることはできない、とい

ら前提によるのである

官も誤解して誤った判断に導かれることのないよう、監視し且つ援助することが、必要不可欠である。 りじゃないのかい、などと助言を与えて、被疑者が実際以上に不利なことを言わされることがないよう、また捜査 ばについていて、捜査官の質問の趣旨はこうだ、本当の狙いはこうなんだよ、君のその答えは本当はこう言うつも る場合の用語の選択も法律的見地からすれば甚だ不適切で誤解を招く結果となることが多いから、弁護士が必ずそ い。仮に取り調べが許されるとすれば、被疑者は通常法律に無知で捜査官の質問の狙いや趣旨がわからぬし、答え 人を選任させておきながら 取り調べに弁護人の立ち会いを 認めないのでは、一体何のための 選任なのか わからな を認めない趣旨ではなくて、取り調べが許されぬ以上それへの立ち会いということもありえないからである。 一一、二一六条によるその準用)、 取り調べの際の弁護人の立ち会い権について全く規定していないのは、 立ち会い権 刑訴法が逮捕又は勾留されている被疑者に弁護人選任権を与えておきながら(二〇三、二〇四条および二

僧のあたりの高さからその子をポイとほうったところ、物のはずみで生まれたての赤ん坊の脆弱な頭蓋底骨が折れ て泣きやまなかった時に、泣いちゃいけないよと言いきかせて、四枚重ねたフカフカの嬰児用ふとんの上に、膝小 まり、子は物心づかぬうちから厳しくしつけた方がよいという幼児教育理論を本気にして、ある日子が泣いて泣い 実際に私が体験した例で、この必要性を裏づけよう。ある青年が初めて得た生まれたばかりの子を可愛がるのあ

だが、あまりしつこく聞くし、 扱ったのだな。」としつこく質問し続けた。 その人は別段特にイライラしていたわけでもなく腹もたたなかったの 胸より高いくらいですね。」と言う。「ごめんね、死ぬな。」などとは言った覚えがないのなら、 傷害致死罪の疑いありと新聞やテレビで報道されたのにびっくりした彼の周囲の人が、私に相談に乗ってくれと言 言ったと、実際には言ってないことを書かれてしまった。そしてその調書に署名押印させられた。 を曲げた姿勢で膝のあたりで両手で赤ん坊を抱くかっこうをして、「このあたりからです」と言ったら、「じゃあ一 で腹を立て」と調書に書かれてしまった。 また、「どのくらいの高さから落としたのか」と聞くから、 われればそうですね」 くらいに答えたところ、「長時間勉強してイライラしていたところへ赤ん坊が泣き立てたの 度長時間勉強中だったので、「君はその時イライラしていたんだな。 それで泣き声に腹がたってつい荒々しく取り に仕立てようとの狙いから、暴行の意思があったことを本人に認めさせようとして、赤ん坊が泣いた時その人は丁 て、赤ん坊が死んでしまった。そこで警察官の任意取り調べを受けたのだが、その取り調べは明らかに傷害致死罪 で、そんなものかと思っていたが、そうか、僕の身長は一メートル七十センチくらいだから、一メートルと言えば 離はもっと小さいよ。」と指摘したところハッと気づいて、「そうですね。警官が一メートルくらいだなと言ったの で曲げた膝のあたりは、床から測っても三、四十センチしかないよ。四枚も重ねたふとんの上と膝のあたりとの距 書の記載内容が法的にどういう意味を持つかを説明した所、 って来たので、私が本人に取り調べの様子を細かく問いただした結果わかったことである。そこで、そのような調 メートルくらいだな」と言って調書には「一メートルの高さから赤ん坊を投げ落とした」と書かれた。さらに、調 赤ん坊の様子がおかしいと気づき医者を呼んでからその人は赤ん坊に向かって 「ごめんね、死ぬな。」と 勉強中泣き声を聞けばマア誰だって多少は神経にさわるわけであるから、「そう言 彼は初めて事の重大さを知って青くなった。「かがん なぜ「これは違う 以上の事実は、 かがんで膝

際誤りを訂正するようにさせたけれど、なかなか納得してもらえず、結局不起訴になるまで一年以上もかかった。 だ。この人は普通人より知能程度が低いどころか、逆に一般水準より相当上位に属する知識階級の人なのである。 真に察するに余りありと言うべきである。 によって作られた調書が刑訴法三二二条一項によって無条件に証拠能力を認められる結果生じる誤判の危険性は、 弁護人が立ち会わずに取り調べがなされる場合の実態は、このようなものである。しからば、そのような取り調べ こうして捜査官の思惑にはまって調書を作られてしまった後だったので、すぐさま弁護士をつけ検事の取り調べの たので腹も立っていたから、 何も言わなかったのです、 と答えた。 彼は黙秘権の意味さえ 取り違えて理解したの よ」と言われた(黙秘権の告知)ので、長時間調べられてくたびれ果てていたしあまりしつこく変なことを言われ から抹消してくれ」と言わなかったのか、と尋ねたところ、調べに先立って「言いたくなければ言わなくてもいい

じないことが、あるはずはない。弁護人が立ち会っていなければ、取り調べにどんな不正が行なわれても立証のし 定もない。ということは、刑訴法は逮捕または勾留された被疑者の取り調べを認めていないことの、何よりの証拠 ようがなく、三一九条など実質的に空文化してしまうからである。しかるに、刑訴法には立ち会いについて何の規 に弁護人選任権を与えながら、取り調べ(もし可能なら)の際弁護人の立ち会いを認めないこと、否立ち会いを命 は三一九条で不任意自白をあれほど警戒しているのだ。その同じ刑訴法が、せっかく逮捕または勾留された被疑者 **ういうていたらくであるなら、多少とも不正が行なわれた場合の結果は推して知るべしである。だからこそ刑訴法** である。認めていれば、立ち会い権または立ち会いの必要を規定せぬはずはないからである。 拷問、脅迫、利益誘導その他明白な不正が全く行なわれない場合の取り調べでさえ、弁護人が立ち会わないとこ

ところが通説は、逮捕または勾留された被疑者の取り調べを認めた上、せっかく与えた選任権に基づいて選任さ

この但書きの反対解釈がそもそも誤りなのである。また、先に挙げた任意取り調べの実情に徴するときは、任意取 る反対解釈により逮捕又は勾留されている被疑者に対しては、そうでない被疑者に対するより一層強制的な取り調 でよく、弁護人選任権の告知を必要とせぬ規定になっている所より見て、刑訴法は少なくも、この取り調べのとき て少なくとも現に弁護人が選任されている場合には弁護人の立ち会いを必要とすべきであり、且つ弁護人の立ち会 り調べの場合にも弁護人選任権を認める必要が十分に在るので、一九八条にその規定を欠くのは瑕瑾であり、従っ に弁護人の立ち会いを認めたり強制したりする意思を持たぬ、と解し、次に一九八条一項但書の先述のような誤れ れた弁護士にまで、その取り調べへの立ち会いを拒んでいる。一九八条の任意取り調べの際には黙秘権の告知だけ い無き取り調べの結果を録取した書面には、 が許されるのだから、なおさら弁護人を立ち会わせる必要はない、と解釈するのであろう。しかし先述の如く、 証拠能力を認むべきではない。

六 認 留されていない被疑者の任意取り調べには弁護人の立ち会い権 三二二条一項本文は、 べることはできない、 むべきである といら前提に立っている――逮捕または 逮捕または勾留されている被疑者を取 り調

勾

項本文を挙げることができる。この規定によると、捜査機関の作成した被疑者(その後被告人)の供述録取書で被 逮捕または勾留されている被疑者の取り調べが許されないことの法文上の根拠として、さらに刑訴法三二二条一

拙論「伝聞法則とその例外規定との、 および刑事訴訟法||二||八条の新解釈、『全訴訟関係人を人格として取扱え』 疑者の署名もしくは押印のあるものは、その供述内容が被疑者に不利益な事実を承認したものであるときには、特 疑者の取り調べ調書が含まれるとすれば、この規定は全く不合理不可解なものとなる。そのことについては、先に 信情況の存否に論なく無条件に証拠となしうる。ここに言う供述録取書の中に被疑者特に逮捕または勾留された被 『疑わしきは罰せず』の法理を証拠法に貫徹する道(法政理論九巻三号、昭五二)」で詳述した(六九~七五頁)から参

照してもらいたい。今簡明にその要点を述べると次の通りである。

不任意自白ではないかという疑いを裁判官に生ぜしめることは実際問題として困難なことが多いから、たとえ疑い 当に大きいからである。もっとも、三一九条一項は、後者の場合自白の証拠能力を認めていないが、資料によって る。すなわち、自白はそれだけでは有罪を証明しえず、その全体または主要部分についてその真実性を裏づける別 の上伝聞証拠でもあるならば、 べに対する応答としてなされた旨供述録取書に記載されているにすぎないものならば、すなわち書面証拠でありそ の承認についても当然妥当すべきであるから、その承認が公判廷でなされたものならともかく、捜査機関の取り調 を生じない場合でも一般に自白の証明力をかように低く見積っているわけである。この理は自白以外の不利益事実 ら出た虚偽自白)または捜査官憲によって強制・でっちあげ・すかし取りもしくは誘導された嘘である可能性が相 は、経験則上自白は自発的な嘘(人から頼まれ、義理人情その他の理由で自ら買って出、または虚栄心や嘘言癖か の証拠、いわゆる補強証拠が存在するときにのみ、その補強証拠と一緒に有罪を証明しうるにすぎない。その理由 憲法三八条三項および刑訴法三一九条二項は、自白の証明力に対する裁判官の評価に厳しい法的制限を課してい 一般に書面および伝聞の証拠能力を否認している刑訴法三二〇条一項の原則に対す

る無条件の例外とすることは、まことにおかしなことである。

らである

明をゆるがすための証拠には特信情況を要求するということであって、「疑わしきは被告人の有利に」 および「有 罪認定には合理的疑いを容れぬ程度の心証を必要とする」という近代刑訴法の基本原理と、丁度逆の結果になるか 不合理は倍加される。そのことはつまり、有罪証明には本来証明力不安定な証拠にも特信情況を要求せず、有罪証 も含む)に対しては無条件に証拠能力を与えることをしないで、特信情況を要求していることと比較すると、この ことに、三二二条一項が、同じ供述録取書でもその供述内容が被疑者に不利益でないもの(積極的に有利なもの

である。これを逆に言うと、三二二条一項本文を合理的に解釈するためには、逮捕または勾留されている被疑者を てでなく、完全に任意自発的になされた供述で、捜査機関は被疑者の要請で全く受動的にそれを録取したにすぎな 被疑者の承認を経てその署名または押印を得た書面に限られる、と解することである。捜査機関の取り調べに応じ 発的になした弁解の録取書(二〇三条一項、二〇四条一項、二〇五条一項および二一一条、二一六条によるその準用) については取り調べが許されないからその調書というようなものは本来ありえず、ただ逮捕に当たって被疑者が自 されていない被疑者については一九八条一項による任意取り調べ調書であるが、逮捕または勾留されている被疑者 的に解釈する方法はただ一つ、ここに言う供述録取書のうち捜査機関によって作成されたものは、 他方、三二二条一項の文言自身には、そのような供述を排除する趣旨は書かれていない。この両命題を併せて合理 者、特に逮捕または勾留されている被疑者の供述は、含まれているはずがない、と言わなければならない。しかし い書面において、 逮捕または勾留中に被疑者の完全に任意自発的な要請にもとづいてなされた供述を捜査機関が全く受動的に録取し してみれば、 三二二条一項に言う供述録取書の中には、 被疑者が自己に不利益な事実を承認しているのならば、そのこと自体が特信情況と解されるから 捜査機関の取り調べに対する 応答としてなされた被疑 逮捕または勾留 および

取り調べることはできない、と解さなければならない。その意味で三二二条一項本文は、それができないことの法

文上の一根拠である。

111条一項に言う供述録取書の中に含まれると解すべきである。しかしまた、そう解した結果、逮捕または勾留さ 切付け加えていないことから考えれば、文理上無理なく解釈するには、なるべく一九八条に基づく供述録取書も三 じてなされた供述録取書の作成を認め、他方で三二二条一項が「被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若し 説が解しているように出頭拒否権および退去権がなく弁護人の立ち会いはおろかそれとの接見および物の授受すら くは押印のあるもの」とのみ規定して、 立ちうる。しかし他面、一方で一九八条が明らかに逮捕または勾留されていない被疑者の任意取り調べとそれに応 意自発的な要請により捜査機関が全く受動的にのみ録取した書面だけが含まれる、と解すべきだ、との議論も成り そ、三二二条一項に言う供述録取書には一九八条に基づく任意取り調べ調書も含まれない、つまり取り調べに応じ 制限されている被疑者に比べればかなり小さいとは言え、なお相当あると言わなければならない。それならばいっ による強制、でっちあげ、すかし取りおよび誘導がなされる可能性は、逮捕または勾留されている被疑者、特に通 意自発的になされたものとは言いがたく、その録取も一九八条三項に基づき捜査機関の権限としてその採量によっ れている被疑者の取り調べ調書も含まれるとする通説の解釈と同じような不合理を生じるのであってもならない。 てなされた供述の録取書は一切含まれず、純粋に、被疑者の完全に任意自発的な供述を、しかも被疑者の完全に任 てなされるのであるから、被疑者の要請に基づき捜査機関が全く受動的に行なりものではない。その結果捜査機関 ない被疑者の任意取り調べ調書といえども、取り調べに応じて供述した所を録取するものである以上、完全には任 なお、右の論旨を徹底させれば、次のようにも解される。一九八条によって作成された逮捕または勾留されてい 一九八条に基づいて作成された供述録取書を排除する趣旨らしきことを一

せの意思の有無を問い且つ確認することを以て、取り調べ調書の証拠能力要件となすべきである。 任権と弁護人立ち会い権を認め、 士の立ち会いを必要とすると解すればよい。必要とまでするのは実際的でないと言うのなら、少なくとも弁護人選 この両要請を同時に完全に充たすためには、 且つ取り調べに先立ってそれを告知し(注③参照) 先に本論で述べたように、 一九八条に基づく任意取り調べにも弁護 弁護人の選任および立ち会わ

七 説 フラン 的 理 解 ス捜査法の実態 の如 く大陸捜査法と似ているどころか、 ──わが捜査法の解釈・運用の現状 それ とは は 比較に 通

ならぬほど人権保障と誤判防止とを無視したやり方である

間違いのないわが現行刑訴法体系の上で、そんな解釈が出来るわけがないと、頭からきめつけるに相違ない。しか 弾劾的捜査観に立ってのことならともかく、大陸法的な糺問的捜査観に少なくとも部分的には立脚していることに は勾留された被疑者の取り調べは許さんとか聞くと、多分たいていの法律実務家や法学徒は、英米法的な純然たる 捜査機関による被疑者の取り調べ、それも任意出頭を求めての取り調べに弁護人を立ち会わせろとか、 また

るし んでおわかりの通りわが現行刑訴法典はその文理に忠実に且つ論理的に正確に解釈してゆくと、 第一に、 弾劾的捜査観に立脚しているのではなかろうか。 法文を文理に忠実に且つ論理的に正確に解釈すると、 この疑問を追求したのが本論のここまでの議論であって、読 わが現行法の捜査手続の構造は、 明らかに純然たる 実は 「純然た

私はこのような常識に対して、次の二つの面から根本的な疑問を抱いている。

ことを強制することなど論外としており、ましていわんや取り調べのために弁護人との接見および物の授受を制限 り、いわんや取り調べのための出頭要求を拒否したり出頭後随時退去したりすることを禁止して取り調べに応じる 弾劾的訴訟観に立って、将来原告となるべき捜査官憲側が将来彼らと対等の当事者たる被告人となるべき被疑者を ような書面を特信情況もないのに無条件で証拠とすることなど絶対に絶対に認めないのである。 しつつそうすることなどあるはずもないのであり、さらにいわんやそのような取り調べに応じてなされた被疑者の 自己に不利益な供述を録取した書面を証拠とすることは絶対に禁止しているのであり、さらにさらにいわんやその 弁護人も立ち会わせず秘密裡に取り調べること、特に逮捕または勾留してそうすることを、絶対に認めないのであ

系諸国はもちろん西欧先進国では全く行なわれておらず認められていない所の、言語道断の悪運用・悪解釈である みの近代的刑訴法であるとのプライドを 放棄するのでない限り、 早急に改めるべきだ、 という 結論になるであろ うな幻に基づいてのみ認められうる所のそのような通説や実務慣行は、わが刑訴法が英米やヨーロッパ大陸諸国な 事実が全く認められないとすれば、大陸法的な糺問的捜査観という観念自体がそもそも幻なのであるから、そのよ ことなしに、直接そのまましかも無条件で証拠として採用することを認めていると言うのだろうか。もしもそんな 機関がなした取り調べの結果を記載した調書を、裁判官が改めて被疑者を呼び弁護人の立ち会いの下に調べなおす 的捜査観に立脚しているのだろうか。またどの大陸国家の刑訴法において、今日わが国の通説が認め実務がやって いるように、弁護人の立ち会いなしに密室で出頭拒否や退去も認めず弁護人との接見や物の授受まで制限して捜査 第二に、大陸法的な糺問的捜査観などといともあっさりおっしゃいますが、今日どの大陸国家の捜査構造が糺問 そして調べて行くと実際、今日の西ヨーロッパの大陸法の捜査および証拠の制度にはそのような事実は存在せ わが国で現在行なわれ通説・判例が認めているそのような捜査のやり方および証拠採用の仕方は、今日英米法

所と著しく異ってはいないが、予備取り調べは相当異って強制的性格がかなり薄くなっている。

ことが明らかになる。 を通じて右のことを論証するにとどめるが、 時間の関係で今回は、 骨子はドイツ刑訴法においても変わりないとだけは、とりあえず断言 大陸刑訴法の本家・元祖であるフランス刑訴法の現状を概観すること

取り調べ 的性格がかなり違い、 国の捜査機関による取り調べの現実とかなり近い程度に)薄い。 極めて(わが国の捜査機関による取り調べの現実とは天地の差と思われるほど)厚く、後者では逆にかなり(わが められるが、法によるコントロールの仕方は、 員と同じ資格でこの手続に参加しうる。)。 予審手続と狭義の捜査手続とのすべてにおいて被疑者の取り調べが認 く検察官と協力してではなく、検察官の指揮の下で職務を遂行する。現行犯逮捕の場合には予審判事も司法警察職 警察官はただ予審判事から委任されたことを行なうにすぎぬが(但し予審判事と検察官とはわが法における如くそ 強制的性格)が少なくも理論上はかなり異る。予審手続は予審判事が主体であるから、そこでは検察官および司法 おける取り調べも実質上は一種の捜査である。 審判事は逆に検察官に依頼されて取り調べを行なう人のような外観を呈するが。)、予審が開始されていない場合に れぞれ司法権と行政権とに明確に分かれて属しているのではないから、実際上協同して捜査を行ない、しばしば予 周知の通り、 検察官および司法警察官は独立して自ら証拠を収集し犯人を探索する(但し司法警察官は、 (予審に対する予備的取り調べという意味で予備捜査 フランス刑訴法では捜査機関による狭義の捜査手続と公判手続との間に予審手続が存在し、 現行犯取り調べは逮捕または勾留されている被疑者に対して我が国で一般に行なわれている 両者間に決定的な違いがあり、前者では被疑者に対する法的保護は また狭義の捜査手続は現行犯と非現行犯とで手続の持つ性格 (l'enquête préliminaire) と呼ばれる) とでは強制 しかし、後者の中でも現行犯取り調べと非現行犯 わが法における如 予審に

G. Levasseur, Procédure pénale, Précis Dalloz, 9º édit., p. 262.)。 したがって黙秘権告知の必要はない。 弁護人選任権 Droit pénal et procédure pénale, 1976, p. 248.) 弁護士の立ち会いなしに取り調べを受ける (人はしばしばこの段階を聴問 (audition) と呼ぶ)。 (Jean-Claude Soyer, の告知もないし弁護士の参加も立ち会いも必要でない。すなわち、「被疑者はあたかも証人であるかのようにそして 1964, J. C. P. 1965. I. 14028 note P. C.; Crim. 27 juillet 1964, J. C. P. 1964. I. 13941 note Le Clère. Voir G. Stefani et に被疑者を証人として尋問することを禁じている art. 105, C. P. P. は予審前手続では適用されない(Crim. 17 juin なければ検察官はその義務を告知し公権力によって出頭を強制しうる (art. 62, al. 2)。予審で防禦権をごまかすため べての人々を呼び出して尋問することができる(art. 62, al. 1)。呼び出された人は出頭し供述する義務があり、応じ (art. 61, al. 1, Code de Procédure Pénale (C. P. P.))、被疑者のみならず事件について情報をもたらす可能性のあるす 現行犯の場合、 捜査機関は、現場に居る人々に対し取り調べが終るまで現場から離れることを禁じることができ

が厳格に貫かれると同時に、以下に概説する如くその法定の際権利保護に細かな注意を払っていることを考え合わ た強制同行・強制取り調べが広く行なわれていることを考え、これに対してフランス法では強制取り調べの法定性 ても一層強権的と思われるかもしれない。しかし周知の如くわが国では手続法定の原則に反し任意同行に名を借り たは勾留された被疑者なみに出頭・供述を義務づけられる点では、フランス法の方がわが法の現実の運用にくらべ せると、 被疑者と証人とを区別せぬ点では、したがって被疑者も証人なみに黙秘権を告知されず、証人もわが国の逮捕ま 簡単にそうとも言い切れない。

専らこれのみを用いさせているが、これはわが国の逮捕にくらべかなり権利保護に厚いものである。これは司法警 特に、自由を制限して取り調べる場合フランス法は、監視(la garde à vue)という制度を用意し、警察官には

所の、 察官は捜査指揮権を有する初審裁判所検事にすぐ通知することになっており (art. 54 C. P. P.)、 検事は必要と認め る。 る心配なしに被疑者の自由を拘束し、フランス法の如き法定の制限なしに自由なやり方で取り調べることができる ず検事をも排除して直接自ら取り調べうる (art. 72) から、 事により医学的検査を命じられうる。 名を伴なう文書によって 明確にすること、 形式が決められている。たとえば、 事態が宣言された場合には一二日、また麻薬の取引・服用については四日である。 予審判事の書面によって許可された場合である。 視される人に対してその告訴を裏づけるにふさわしい重大な証拠が存在する場合において、初審裁判所検事または 期間については、 あるが、C. P. P. は警察官が権限を濫用せぬよう、 察官に証人や被疑者を一定の期間主として警察の管轄区域に足止めし取り調べに応じる体制をとってもらう制度で れば警察官を排除して直接自ら取り調べうるし(art. 68 à 71)、 さらに予審判事も場合により 司法警察官のみなら である。 嫌疑を正当化する重要かつ適切な証拠がそろったならば、 そして司法警察官はその権利を告知しなければならない。かように期間が短く権利保護に手厚い上に、司の などである。 わが現行の法運用に比較すれば、警察官の取り調べに関する限り、フランス法の方がかなり弊害が少なそう もっとも、 さらに、監視される人は二四時間という最初の期間中は、 一般の犯罪では原則として二四時間、例外的に四八時間を超えることができない。 検察官や予審判事の方が警察官よりも職権濫用をどれほど慎むかは、また別の問題であるが。 何のためにするかを口頭で告げること、尋問の時間・休憩の時間を当事者の署 期間が更新されたときは、本人が希望すればその検査をしてもらう権利があ それらの確実な実施を 種々の文書に記載することによって 担保するこ 国家の安全に対する犯罪についてはその期間は六日、 art. 63 à 65 にそのやり方を厳格に規定している。 まずその 警察官だけで 四八時間検察官や予審判事の介入を受け 司法警察官は即刻被疑者を検察官の前に引致しなけれ 家族からの請求に基づき初審裁判所検 次に監視の仕方につき幾つか

取り調べられえない。この点は明らかにわが法の実際の運用における逮捕または勾留された被疑者に対する検察官 者はもはや警察官によっては取り調べられえず、また弁護士の立ち会いを要求した場合にはその立ち会いなしでは 被疑者を司法統制(le contrôle judiciaire)の下に置き 三日ないし一月の期間を置いて軽罪裁判所に出頭させるこ de dépôt)を発して速やかに軽罪裁判所に 出頭させることもできるし(art. 71-1)、 出頭までの間場合によっては は、弁護士の立ち会いを求める権利を有する所の被疑者を取り調べた後に(art. 71)、被疑者に勾留状(le mandat 場合には、 ある種の犯罪または犯罪者に対する場合を除き (art. 71-3 C. P. P., rédacion loi 11 juillet 1975)、 頭するならば、弁護士の立ち会いの下でなければこれを取り調べてはならない。 (art. 70 C. P. P.) 軽罪の現行犯の てこの人が検察官の前に引致されると検察官は取り調べを行なうが、もしもその人が自らの意思で弁護士と共に出 行犯の場合には犯罪に関与した疑いのあるすべての人に対して勾引状(le mandat d'amener)を発しうる。 ばならない。これは、検察官または予審判事が発する勾留状の予備行為である。これに応じて検察官は、重罪の現 の取り調べの実情に比し、隔段に権利保護に厚いと言うべきである。 ともできる (art. 71-2 C. P. P., rédaction loi 6 août 1975) 。すなわち、嫌疑が明確化したこの段階においては、被疑 そし

に関係あるすべての人に対して取り調べが行なわれりるが、この取り調べに協力するか否かは法的には彼らの自由 現行犯の捜査では、告訴人、証人たりらると警察が考える人、その地の当局者、被告発人および被疑者など、事件 て、この必要のない非現行犯の取り調べは、現行犯のそれに比して強制的性格が乏しくてよいはずである。 と導いてくれる痕跡を混乱させられることを 防ぐためである、 と説明されている(Soyer, ibid., p. 265)。 したがっ 格が強く、被疑者の権利保護が不十分である理由は、犯罪の現在なお明白な証拠が失なわれること、および犯人へ 以上の如く、現行犯の取り調べにおいてはフランス法でも、特に捜査全体の運命を決する初期段階で強制的な性 と言えよう。

の実際上の権限を与える。」と述べ(Soyer, ibid., p. 272)、「立法者が予備捜査の過程でこの手段を用いる権限を認 なくなる。ある学者は「実際的な観点からは、予備取り調べは取り調べ者に現行犯の取り調べと殆んど同じ大きさ 視の下に置かれるということがわかっているので、被取り調べ者はそれを恐れて、事実上取り調べに応ぜざるをえ ての人を監視(la garde à vue)の下に置くことを、認めているから(art. 77 C. P. P.)。 には必ずしもそうとばかりは言えない。なぜなら刑事訴訟法は、取り調べのために留置する必要ありと認めるすべ であって、 めたことは、 法は警察官に対し現行犯における取り調べのときと同様な強制的権限を与えてはいない。 納得できない。」と批判している(Stefani et Levasseur, ibid., p. 270)。 取り調べに応じないと監 しかし実質的

らない。しかも前述の如く、取り調べに応じない者への脅しだと非難されている監視といえども、 勾留に比べ法的にも実際的にも遙かに権利保護に手厚い、と言うにおいておやである。 れぬということは、 の運用に殆んど疑問を抱かないわが刑訴法学者の意識に比べて、 をそろえて、実質上強制取り調べと異らぬ、納得できぬ、と批判している所をみれば、 的捜査観に立っているだろうと想像されているフランス刑訴法理論の通説は、 しかし、たとえ「法的に」ではあるにせよ、非現行犯の捜査においては何びとも取り調べに応じることを強制さ わが法の実際の運用に比べれば権利保護の厚さにおいて著しい懸隔がある、と言わなければな 遙かに非糺問的=弾劾的な捜査観に立っている、 文字通り糺問的なわが捜査法の実際 それであるのに、学者が口 わが国で一般に、 わが法の逮捕 当然糺問

そこではそれまでの取り調べと全く対蹠的に、極めて手厚い権利保護が法定されている。 は採量的に予審の開始を請求すると、予審判事による予審(l'instruction préparatoire)の取り調べが行なわれる。 以上のような捜査の結果に基づいて検察官が公訴を提起した後、 重罪については義務的に、 軽罪について 告訴権を生じ、手続は無効となる。 筆者注)質問することはできない。」と規定している(art. 105)。 予審判事がこの規定に違反すれば、彼に対して 罪を十分に推定させる重大な情況証拠が存在する人に対して、証人として(従って舒上の諸保障を与えないで ----の接見交通制限は絶対に認められない (art. 116)。加えて C. P. P. は、予審判事が「弁護権を妨害する目的で、有 ち会い権が保障されているのである。弁護士は予審判事の許可を得て質問することができる(art. 120)。 ない。(art. 118) 違反すれば無効となる (art. 170) 。 つまり、被告人には黙秘権、弁護人選任権および弁護人の立 たは対質させられえない。事件の記録は、各尋問の遅くも二四時間前までに、弁護士の手元に送られなければなら 護士が遅くとも尋問の前日までに書留郵便によりもしくは配達証明によって招致されたのでなければ、尋問されま 170)。次いで引き続きの尋問(les interrogatoires subséqnents)では、被告人は、弁護士が立ち会うか、または弁 ない。(art. 114 et 115 C. P. P.) それを告げたことは尋問調書に記載される。 告げなければ手続は無効となる (art. わない自由があるということと、弁護人事実上は弁護士を選任する権利があるということとを、告げなければなら で、被告人に対してどういう嫌疑がかけられているかを明確に知らせなければならない。また、被告人には何も言 まず最初の出頭の際の尋問(l'interrogatoire de première comparution)では、 予審判事は 人定質問をした上 弁護士と

ており、 る所の選択されうる義務のリストは甚だ長いが、なかんづく重要なのは町から出ることを禁じ、パスポートや運転 人もしくは第三者の安全を守りまた被告人の逃亡もしくは証拠隠滅を防止しようとするもので、art. 138 が列挙す の強権性を緩和するのに一層効果を挙げている。これは被告人を監禁せずにしかもその自由を制限して有効に被告 他方、 仮勾留 予審における被告人の自由の制限にも、 C. P. P. は司法統制という 新制度を設けて大いに緩和をはかっ (la détention provisoire) をできるだけ避けて司法統制を以て代えることにより、 予審取り調べ

会への参加、 免許証を引き渡させ、 職業上の諸活動などの制限や、医学的検査特に解毒のための治療・看護もある。 所在を定期的に点検するなどの方法で転居の自由を束縛することである。 また、仮勾留にあっ その他、

集

ても、弁護士との接見は、どんな場合にも絶対に禁じることができない(art. 116 al. 3)。

て高く見積られ且つ覆えしにくいことと、不可分の関係がある。 いうアンバランスは、証拠法上前者の取り調べ調書の証明力が低く制限され、後者の取り調べ調書の証明力が極め 以上の如く、 狭義の捜査での取調べは権利保護が相対的にかなり薄く、予審取り調べは権利保護が極めて厚いと

de l'intime conviction ; le système de la preuve morale) は、原則としてあらゆる種類の証拠方法に対して証拠能 により獲られた証拠、 力を認める証拠の自由(la liberté des preuves)と並んで、フランス刑訴法における証拠法の基本原則である ibid., p. $28 \sim 29$) われているなど、 致してその証拠能力を否認し、 拠の証明力の評価を裁判官の自由心証に委ねる自由心証主義 確に証拠能力 536 C. P. P.)° のと同じように、 人権保障 ・ 文明的価値保護の見地から近年大幅に例外が設定されて来た (la admissibilité) が否認され、 おとり捜査などの警官による陰謀により得られた証拠などについて法や行政機関や判例によ しかし、 盗聴、録音などによって獲られた証拠については裁判所が制限つきで認め学説上争 自由心証主義に対しても、同じ見地から、 証拠自由に対しては、拷問・脅迫その他の強制による自白や証言、 麻酔や噓発見器などを使って獲られた証拠については学説が一 (la règle de l'intime conviction ; le système 司法警察官によって作成される供述 (Stefani et Levasseur, 欺瞞的手段

情報ないし参考(simples renseignements)としての価値しかない(art. 430 C. P. P.)。プロセ・ヴェ ヴ 工 ルバル (le procès verbal; les procès Verbaux) 5. 犯罪を証明する証拠としては、 原則として単なる ルバルとは、

重大な例外が定められている。

すなわち、

右録取書を含めて一般にプロ

録取書の証明力を法的に制限するという、

証言、検証結果のような他の証拠方法を記載した書面のことである(Soyer, ibid., p. 256)。

だ。証拠能力を認める以上、これは絶対に不可欠な措置と言わねばならない。 則により一般的にプロセ・ヴェルバルの証拠能力を否定したのであり、わが刑訴法三二〇条一項はそれを踏襲した のである。これに対してC. P. P. は、証拠能力は一応認めた上で、原則として証明力を制限する、という途を選ん 誤解や欺瞞の種であることが広く知られている。その上書面そのものに対しては反対尋問をすることもできないか ルバルに無条件で証拠能力および証明力を認めるなど、到底許されないことである。そこでまず英米法は、伝聞法 ら、訴訟手続・当事者主義の鉄則であり人権保障の重要な一環でもある反対尋問権保障の上からも、プロセ・ヴェ 能力および証明力を認めるというのは、理くつの上からもおかしいし、経験則上もプロセ・ヴェルバルは不正確で を汲み取ってそれを更に文字に書き改めたものにすぎないプロセ・ヴェルバルに、証拠それ自身と全く同等の証拠 考えてみると、これは至極当然のことである。犯罪を証明する証拠それ自身でなく、証拠それ自身からその意味

六頁を見よ。) によって只でさえ広汎な法の例外を殆んどとめどなく拡張してしまった。 しかしそれならそれで、 論されている。) および三二二条一項の本論でも先に指摘したような不合理極まる解釈 (詳しくは前掲拙論六九~七 ついては拙著『刑事法における人間の虚像と実像』一九○頁のおよび二二○~二二四頁の、一九七~一九八頁回および二三二~二 三二一条および 三二二条にその広汎な例外を置き、 さらに通説・判例・実務は特信情況の誤れる解釈 (このことに 三四頁の、一九八~一九九頁 ધ および 二三一頁 ③、拙論 「伝聞法則とその例外規定との、 および刑事訴訟法三二八条の新解釈、 『全訴訟関係人を人格として取扱え』『疑わしきは罰せず』の法理を証拠法に貫徹する道(法政理論九巻三号)』五九~六七頁に詳 旦証拠能力を認めた上で フランス法に倣い その証拠能力を 単なる参考という程度に 十分に低く見積るのであれ ところがわが刑訴法は、せっかく三二〇条でプロセ・ヴェルバルの証拠能力を原則として否定しておきながら、 29

明する際の参考資料とすることができるだけだから、仮にわが法の実際の運用として現に行なわれているような捜 ば ができず、自由を拘束されていない被疑者のいわゆる任意取り調べにも必ず弁護人の立ち会い権が認められること ことはつまり、 きる。しかるにわが刑訴法のプロセ・ヴェルバル許容の例外規定には何らそのような配慮は認められない。 えない)し、反対尋問権保障も全うできないけれども、証明力に関してだけ言えば、一応もっともな結果に到達で ないことが証拠となるにすぎない。」ということと一致する。 そうであれば、取り調べの強権性そのものから来る にそれ自身で本来の証拠であるのではなく、その意味内容が他の証拠と全面的または部分的に一致しまたは一致し に役立ちうるにすぎない。このことはつまり、私がかねて前掲著書・論文で詳論している所の「供述証拠は要する 本来的証拠が獲られた」という事実それ自体が本来的証拠と併せて参考とされるという形でのみ、 のみが直接犯罪を証明するための証拠として用いられ、供述録取書は、「それを手がかりとして捜査した結果それら しえなくなり、 査機関の強権的な取り調べの結果獲た自白や証言の録取書に証拠能力が認められても、それだけでは何ものも証明 心して、例外として証拠能力を認める場合にプロセ・ヴェルバルの証明力をあえて制限しようとはしなかったので を前提として書かれたものであること、を裏書きしている。そういう厳しい前提が在るので、立法者はすっかり安 情況を甘く考えて定められたものではないこと、また三二二条一項も逮捕または勾留中の被疑者は取り調べること 人権侵害性は救いえない(したがって結局の所、この供述録取書は人権侵害的違法収集証拠として証拠能力を認め それもまた一つの行き方として認めることはできる。 犯罪―訴因事実を証明するための証拠として用いることは不可能となり、他の直接的な証拠を用いて犯罪を証 それを手がかりすなわち参考資料・情報として捜査を進めて行った結果獲られた他の本来的な証拠 前掲著書・論文で私が力説したように、わが刑訴法は通説・判例・実務が解釈しているように特信 単なる参考資料・情報にすぎない以上は、 有罪心証の形成 という

ある。もし立法者の意思が今日の通説・判例・実務通りだとしたら、これはもはや立法の過誤ですまされる問題で である。世界の先進国と自負する日本の法典が、まさかそんな馬鹿なことを決めているはずがない。 はなく、今日の文明諸国の法常識からは全く理解しかねる人権と文明と経験法則とへの真向からの挑戦となるから

その手続以外ではいかなる反対証拠も提出を認められない。自由心証主義との特に 明らかな 抵触が そこに 在る rural du 16 avril 1955, en matière de pèche. Voir Stefani et Levasseur, ibid., p. 30.)。これらの調書の証明力は極端で 336 du Code des douanes; art. 7 de l'ordonnance du 30 juin 1945 relative aux infractions économiques; art. 469 du Code 別犯罪を証明する所の、 ある種の権限ある行政機関によって作成されたプロセ・ヴェルバルが、 そうである (Art. 取られ、予審判事によって遂行された取り調べを記載する調書、および税関や不正値上げなどに関するある種の特 載であることが別の手続で証明されるまで真実と認められる (art. 433) 。たとえば、予審判事の書記によって書き は証言によって提出されない限り、正確と見なすことを義務づけられる。次にあるプロセ・ヴェルバルは、 労働法や鉄道警察に対する違反などの 特別法によって 定められる 違警罪(art. 537 C. P. P.)または ある種の軽罪 二つの重大な例外がある。あるプロセ・ヴェルバルは、反対証拠が提出されるまで真実と認められる。たとえば、 (art. 431 C. P. P.) を証明するプロセ・ヴェルバルがそれである。 これらの調書を裁判官は、反対証拠が書面また さてしかしながら、プロセ・ヴェルバルには参考・情報としての価値しか認めてはならぬという一般原則には、 なぜなら、虚偽記載に関する長い複雑な手続によらなければその証明力を争うことはできないからである。 虚偽記

大陸法の非弾劾的―糺問的性格と呼ばれるものの心髄であり魂である。ナポレオン法典では予審は秘密、非対審の 本論との関係で特に重要なのは、 予審調書に認められる極端な証明力である。その当否はともかく、

はや被告人の権利とは認められず、重罪事件については絶対に禁止された。 書面手続で、 被告人は単身判事の面前で秘密に尋問され、 原則として被告人の勾引に始まり公判までの勾留が通則であって、 判事が適当と認めた事項以外には何事も告知されず、保釈はも (拙著「刑事訴訟法史」一六二~一六三頁。 弁護人を付することも許され

きず、 四五年の反動期およびナチス占領期にこれらの保障は再び失なわれたが(前掲拙著一六五頁、 根本的な変化を施され、予審判事の前への最初の出頭のときから弁護人に立ち会ってもらう被告人の権利が保障さ 月二日に施行された。その結果、 されなかった。 ibid., p. 68.)、解放後もしばらくは対独協力者や戦争犯罪者の処罰に好都合ということもあって目に見える改正はな れた。手続は秘密、 て徹底化された。 八年一二月二三日ド・ゴール大統領の緊急命令により新しい刑事訴訟法典(C. P. P.) 規制をなす必要を痛感するに至った。 権濫用に注意を向けるようになり、 には証人に質問をすることができるなど、様々の改革が行なわれた。(Stefani et Levasseur, idid., p. 67) 一九三五~ と説明されている(Stefani et Levasseur, ibid., p. 75.)。 弁護人は全手続を通じてすべての手続記録を閲覧することができ、判事に彼の意見を述べること、対質の時 それは有効な社会防衛の緊急必要性と個人の自由の保護との間に新しい調和を実現せんとする努力の現われ Levasseur, ibid., p. 63.)しかし第三共和国の下で予審手続は、 しかし被占領下時代ナチスが行なった法的保障なき野蛮な尋問の経験から、人々は尋問における職 これに対してこれまた先程見たように、 書面、 非対審のままだったが、その手続は法定され、被告人の知らぬ間に展開されることはで 狭義の捜査および予審における権利保護が先に見た如く、特に予審の局面 法律家たちはこの局面で個人の自由と人格の尊厳とを保障するため詳細な法的 かくて一九五三年以来この方向で刑訴法の全面改正作業が進められ、 狭義の捜査の局面では新法典は権利保護に熱心ではなか この調和を C. P. P. la loi du 8 décembre 1897 以よって は、 狭義の捜査と予審それぞれへ が公布され、 Stefani et Levasseur 一九五九年三 におい

拠はあくまで、最終的な犯罪者処罰に至るための全手続にとって、したがって公判での証拠審理に対して、単にそ 法運用の実際よりはすぐれた点があり、非現行犯取り調べでは少くも理論的に隔段の差があることにも、注意して 察・検察が主となって行なら取り調べにおいては被疑者の権利保護は必ずしも厚くない(しかしいろんな点でわが ろん大いに異論の出そうな所である。 められて来た所だから、フランスでは比較的無難に受け容れられるが、官僚権威主義を批判する立場からは、もち ある。この最後の点(予審調書の信頼)は、従来からフランス刑訴法を貫く官僚権威主義の理念に基づいて広く認 らかにされた事実を記載した予審調書に対しては、余程のことがない限り全幅の信頼を置こう。これがその論理で て処罰してはならぬ」との配慮が最優先する。その代わり、そのような配慮に貫かれた慎重な取り調べによって明 れに対して、予審は初期捜査が効果を収めすでに被疑者が発見され法の監視下に置かれて犯罪の脅威がひとまず去 の端緒としての意義以上のものを与えられてはならない。すなわち参考ないし情報以上のものではありえない。こ は制限を余儀なくされる。特に現行犯はそうである。けれどもその代わりに、権利の保護を犠牲にして収集した証 査機関は強力な権限を与えられて敏速・効果的に行動しなければならず、その反面において個人特に被疑者の権利 の二要請の振り分けという方法で、達成しようとしたのである。つまり、初期捜査の局面ではまだ犯罪者の見当が おこう。)。けれども、被疑者の自由と防禦権とを抑圧して獲られた供述特に自白や不利益事実の承認が、そのまま った段階で行なわれ、したがって社会防衛よりも被疑者の権利保護およびそれと密接に関連する「無実の人を誤っ つかずまたは犯罪者が自由な状態に居て社会への侵害の脅威が現前であるから、この脅威を速やかに排除すべく捜 そのことはさておき、以上を通観してわれわれは次の事実を知った。フランス刑訴法の被疑者取り調べのシステ (他の捜査でももちろん同じことだが、 本論の関係で被疑者取り調べだけについて言えば)、 初期段階で警

険を、 るという事実は、 に記載されれば、 に反して、予審調書記載の事実は真実と見なされるから、予審取り調べに応じてした犯罪の否認や有利供述がそこ ものにおいてはなく、予審判事が十二分に厚き権利保護の下で納得できるまで改めて全面的に調べなおし、その調 がそのまま公判廷に持ち出されることは、 よび証拠法上のプロセ・ヴェルバルに対する証明力制限と明確に関係づけて、すなわち全訴訟体系の中に正しく位 拠法則と相まって公判をまたずに警察・検察の取り調べ結果を事実上殆んど無効となしうる。第二に、警察・検察 対質によって警察・検察段階での自己に不利な証言を覆えす可能性もある。もしそれに成功すれば、次に述べる証 から、そこに自白や不利益供述を記載されたとしても、それだけで防禦上致命的決定的な傷手とはならない。 の取り調べ調書は、 し自己に不利な供述を行なっても、予審で弁護士の協力を得てそれを取り消したり弁明したりしうるし、証人との られている。 公判廷に証拠として提出され 且つその証明力が 完全な自由心証に委ねられる結果、 (そしてわが国では現実に頻繁に起こっている所の)誤判を防止するために、フランス法では二つの予防措 なおした結果真実と認められたもののみが予審調書に記載されて公判に提出される。 かなり効果的に防止しうるようになっており、 特に現行犯の場合、監視の下に十分の権利保障なき状態で警察・検察に被疑者の強制取り調べを認めてい 理解するときは、 第一に、警察や検察が捜査の初期段階で十分な権利保護なき状況の下での取り調べによって獲た証拠 それだけを孤立させて眺めれば我が刑訴法運用の実際と大差ないようにも見えるが、 否認したこと有利供述をしたこと自体は少なくも事実として確定し証拠とされうる。 たとえ 予審調書と共に公判に提出されても、 参考ないし 情報としての価値しか認められない 予審制度および証明力制限によってその弊害、特に疑わしきを罰するという誤判の 重罪事件においては決してなく、軽罪事件でも比較的重大または複雑な その点で、その危険が野放しにされ頻繁に現実化している我 起こることを 予想される所の 被告人は一旦捜査機関に対 予審制度お フランス刑 これ

が法運用の実際に比べて、法的にも現実的にも隔段に優れている、と評価しうる。

意見で代表させた。)。第二に、捜査で大切なのはその初期段階であって、そこで無理な取り調べにより十分にそろ 判に導く危険は少かろうと人権保障の欠如はそれ自身一の欠陥であること(この批判は先にフランスの二法学者の 発見されるまで予審の開始を遅らせることなく、公訴が提起され次第直ちに予審を開始するようにすれば、 る)結果として、事実、取り調べの際ぶつかる法的障碍がもっと少い警察官に、被疑者の自白を獲得する時間を与 ある。(Soyer, ibid, p. 272)」「(弁護権が害されないよりにするための手続が極めて且つ恐らくは余りにも繁鎖すぎ の有用性の大部分を失ってしまった後でしか、予審をただの一つも開かないという事態へと、しばしば導くからで 被疑者の自白を手に入れることが出来、その結果公式の証拠調べの時には訴追された個人に与えられる諸保障がそ て予審および証拠能力制限がその訂正のための効果的手段となりうるか、疑問なしとしないこと。この点につきソ 証形成をその虚偽証拠が指し示す方向へと誘導しがちであって、それを訂正させることは容易ではないから、果し を全面的に否認せぬ限りは事実上、それは予審判事や公判の裁判官にどうしても誤った先入観を植えつけ、その心 えられた虚偽の証拠が作られてしまえば、如何にそれは単なる参考ないし情報にすぎぬと言っても、その証拠能力 えるために、予審の開始を遅らせるという実際的傾向が生じている。(ibid,, p. 284~285)」 ワイエは次のように述べている、「おそらく (予審での権利保障の数と厳しさとは)あまりにも(多過ぎ厳しすぎ けれどもさらに考えてみると、この批判は裏返せば、「もしも自白など決定的な有罪証拠が警察の捜査によって もっともそれは我が法運用の実際と比べての話で、絶対的観点からはなお批判の余地がある。第一に、たとえ誤 なぜなら、その(多過ぎ厳し過ぎる) ことが、予審からその効能の大部分を奪い去って、警察の取り調べが

取り調べはかなり有効に所期の効果を挙げうる。」ということでもある。

いずれにせよこの批判は、予審が警察に

よる強権的初期捜査の無理を是正するという効果を、全く否定するものではない。

迷 により英米法流に証拠能力制限に主眼を置き証明力は自由心証に委ねた証拠法則を採用したわが の論理に全く忠実に定められているのである。 論 ブロセ となしえぬ、としている(平野「刑事訴訟法(法律学全集43)」一〇八頁)のは、大陸法の如き予審制度を持たず、 捕後裁判官の所へ引致するまでに弁解を聞くことはできるが取り調べはできず、この間取り調べて得た自白は証拠 少くも任意自発的な供述の不明な所をきき正すだけで反対尋問は許されぬ、となし、アメリカの連邦裁判所が、逮 実に踏襲すべきである。 書の証明力制限も持たない所のわが法上は、絶対に認めえぬものである。言い換えれば、右二制度を欠くという点 立ち会い権とその告知義務とは絶対にこれを定めておかなければならない。つまりまさしく英米法の捜査原則を忠 は勾留して取り調べることは、 で英米型のわが によってのみ、その弊害をかなり防止しえているのであるから、予審制度もなく、 強権的な性格は、 て制定されたわが刑訴法、そのご指導により旧法から予審制度をまずまっ先に削除したわが刑訴法、 って警察・検察による被疑者の取り調べについてだけ大陸法的な強権的取り調べを残して置くだろうか。 の前半で詳細に論じた如く、 かように、 ・ヴェ ルバ フランス法における警察・検察の取り調べが持つ所の、(わが法運用の実際ほどでは 刑訴法では、 ルの証明力制限を持たぬ英米法としては、当然にそうなければならぬことなのである。そして本 権利保障に厚い予審制度およびプロセ・ヴェルバルの証明力制限と不可分に結びついていること 逆に言えば、イギリス法の Judges' Rules が、警察は拘禁された被疑者を取り調べえず、 被疑者を現行犯といえども、否証拠の収集し易い現行犯であればなおさら、 わが現行刑訴法の被疑者取り調べ制度は、文言通り忠実に解釈するならば、 絶対に許さるべきではない。また、任意出頭を求めて取り調べる場合にも弁護士の 考えてもご覧なさい。 アメリカ合衆国の立派な法律家のご指導によ 警察・検察の作成した供述録取 刑訴法が、 ないが) そのご指導 逮捕また 正に右 何を血 か また

ていることだし、任意性ある自白だから大丈夫とでも信じ込んでいるのなら、現実に眼を覆っていると言うのほか について裁判官が警戒することすら怠っている。旧法と違い黙秘権もあることだし、拷問・脅迫・強制は禁じられ 思想犯の取り調べは知らず普通の犯罪では、 ある程度 予審のチェックは 効果があったことも 認めなければなるま 察の取り調べに対する予審のチェックがあった。予審判事もどうせグルだ、と言ってしまえばそれまでだが、政治 らべれば、確かに取り調べそのものだけを孤立して評価するならば新法は旧法に優っている。しかし、旧法には警 運用の慣行を作り上げてしまったのである。黙秘権もなく、勾留もでたらめ、拷問勝手次第という旧法の運用にく 能力および無制限の証明力を付与するという、旧法よりも一層そして遙かに恐るべき誤判の危険をはらんだ解釈 強制の禁止以外法的規制を全く欠く所の恣意的な方法で取り調べ、それによって得た自白の録取書に無条件に証拠 されている被疑者を弁護士の立ち会い権はおろか十分の接見・授受権さえ認められぬ状態で秘密裡に拷問・脅迫・ に従って慢然と法文を勝手読みし、その結果、予審での再吟味もなく、証拠能力制限もないのに、逮捕または勾留 新法では旧法に比し、捜査の性格が根本的に変わらざるをえなかったのだということに全く気づかぬまま、先入観 たのだ、という単純な事実に気づかなかった。そこで彼らは、訴訟構造全体の体系的変化特に予審の廃止により、 よりに、英米法型捜査と大陸法型捜査との違いは訴訟構造全体の体系的差異に基づく技術的に必然の事由から生じ れ代わり立ち代わり新手を送り込む取り調べを受け続けること、そのこと自体が供述の強制、 はない。弁護士の立ち会いもなく、接見・授受もままならず、孤立無援の状態で、一日一○時間以上ぶっ続けに入 い。それに引き換え現行法運用の実際は、警察で強奪された自白を公判までノー・チェックで素通りさせ、証明力 ところが悲しいかな、旧法時代の超糺問的捜査観によって骨の髄まで侵されてしまっていた戦争直後のわが国の 理論家も実務家も、そして実は現行刑訴法の立法に直接携わった人たちですら、誰一人として、以上の 捏造、だまし取りで

が証明できなければ何の意味もない。強奪されてしまってからでは後の祭だから、逮捕または勾留して取り調べる なくて何であろう。 了えた。これから先は読者の仕事である。 にもかかわらずこの結果は、要するに法運用の慣行を根本から間違えてしまったからだ。私は今そのことを指摘し る。今の警察官、検察官、裁判官が旧法時代より質が低下したはずはなく人権保障意識を薄れさせたはずはない。 ちがいなし」と言わぬまでも少なくも「疑わしいから罰するな」と言うにきまっているケースは、拾えば幾つもあ やり、再審無罪ばやりではないか。その上再審にならなくても、例えば狭山事件のように常識ある人なら「無実ま 馬鹿な読み方、世界の刑訴法の常識を無視したような荒唐無稽の読み方をして来た結果がどうだ。近ごろの誤判ば 未然に防止するより手がないのである。現に法文は、正確に厳密に読めば、まさしくそうなっているのだ。それを こと自体を違法とし、そうやって得た自白には強奪であろうとなかろうと一切証拠能力を認めない、という方法で 査官にとっては空文に等しい。強奪した自白に証拠能力なしという理論を如何に展開してみた所で、そもそも強奪 く、よほど酷い拷問を受けて顕著な身体障害を現わさぬ限り証明方法はありえぬから、拷問等の禁止はやる気の捜 そこへさらに、 拷問・脅迫・誘導が加わったとしても、 それを証明してくれる人は 誰一人な

注

1 調べるために逮捕が必要であることこそ、逮捕の必要性の最重点項目であるはずだから、刑訴規則が逮捕の必要性がないと認 る虞がない等」を挙げている。「等」がくせものであるが、 刑訴規則 四三条の三は「明らかに逮捕の必要性がないと認める」条件として、「逃亡する虞がなく、かつ、 常識的に考えて、もしも逮捕が本来取調べの手段であるなら、 罪証を隠滅す 取

の中にこの条件が含意されているのだと主張することは、無理である。

めるための条件を挙げる場合に、「取調べるために特に逮捕を必要としないこと」を書き落とすはずはない。それゆえ、「等」

2 勾留の理由と必要とが共に満たされると解すべきである。六○条二項の「特に(勾留を)継続する必要がある場合」の解釈で 刑事編)昭三二〕」二巻三二六頁(井上))点から見ても、必要性を六〇条一項以外に求める要はない。 留の要件として別個の勾留の必要性を挙げる必要があろう。法の規定がそうなっていない以上、六〇条一項所定の要件だけで うことはありえないから、もしも六○条一項所定の要件が勾留理由のみであって勾留の必要性を含まぬのなら、これ以外に勾 すればその必要性のない場合はほとんどないとされる (団藤、同上)。 また理由さえ在れば必要がなくても勾留してよいとい が存在すると解さざるをえなくなる。 (団藤「条解刑事訴訟法(上)(昭二五)」 一七九頁) しかし実際上は勾留の理由が存在 じない。ところが、通説は、六○条一項本文および各号の勾留要件全部を勾留の理由と解するので、これ以外に勾留の必要性 べきである。また、 「勾留の理由又は勾留の必要がなくなったとき」と規定しているのも、この趣旨と解すれば格別むづかしい解釈上の問題は生 項一号所定の被疑者の住所不定という要件が含まれるとも考えられる。刑訴法八七条一項が勾留を取り消すべき場合として 逮捕の『理由および必要性』とパラレルに言葉を用いるとすれば、勾留の理由および必要性という言葉もこのように分ける 従前の勾留理由すなわち六〇条一項本文および各号の事由がまだ存在する場合と解するのが普通である(『法律実務講座 刑訴規則一四三条の三の「等」に当たるものの中に、刑訴法二〇七条一項本文で準用される刑訴法六〇条

3 ば国選弁護人を付すべきだ、と解すべきである。法文相互の矛盾を解決するためには、常に被疑者の権利保護にとって有利な 条がすでに告知ずみであることを前提として書かれているからには、逮捕の段階から国選弁護人選任権を告知し、請求があれ から、逮捕に引き続く勾留の際にはその告知を必要とするというのが通説である。 (本文所引に同じ) しかし話は逆で、七七 (刑訴法三六条)ので逮捕に引き続く勾留の場合には国選弁護人選任権はまだ告知されていない。おそらく立法の過誤である 勾引したときは 国選弁護人選任請求権も告知されているからよいが、 起訴前には 国選弁護人というものはない

方に片寄せて解決すべきだからである。安易に立法の過誤だときめつけるべきではない。

Chavanne, La protection de la personne dans le procès pénal en droit français, La protection de la personne dans 反の取り調べの口頭手続とその結果とが効力を否認されはしない。この判例は一九七五年八月六日の法律が現行 C. P. P. の中 て少なくとも真実の追求と発見とが根本的に害されて弁護権が侵害された場合でなければ、違法な手続を無効とすることはな le procès pénal, Supplément à la Revue de science criminelle et de droit pénal comparé nº 3, 1967, p. 14.) に法定規則を無視したであろう所の 司法警察官に 対して 訴追が行なわれた 例は少くも一九六七年まではなかった。(Albert に加えた一般規定(art. 802)によって確認された。(Jean-Claude Soyer, Droit pénal et procédure pénale, P. 269.)実際 い。(Crim. 10−10−1968 J. C. P. 1969-11-15741, note Chambon.) この証明(しばしば困難だが)をなしえなければ、規則違 もしもこれらの規則が守られなかった場合には、刑事部(la Chambre criminelle)は警察官の個人的責任を追求し、そし

⑤ は fevrier 1960)。 この点で保護は必ずしも十分ではないが、 とにかく 法文で明確に潜脱を禁止し違反を一応無効としている点 クする手段が何もない。 おおっぴらにやられており、しかもそうしてすかし取られた自白にそのまま証拠能力を認められることが多く、それをチェッ のみ働く。 かつその無効は、 被告人自身のみが 効果を受けるのであって、 共同被告人に は及ば ない (Ordonnance du 13 に予審の秩序をコントロールするための 極めて大きな自由裁量権を残しておく結果となるにすぎぬが。) があるだろうときに もっとも、これは機械的には実施されず、弁護権を害する目的(実際にはその証拠の提出は殆んど不可能で、結局は破棄院 わが法と実務とに比しはるかにすぐれている。わが法にはかような規定がないため、学説がいくら反対しても、実務では